

授業料等の学費の納入期限は次のとおりです。

前 期 分	4 月 30 日
後 期 分	10 月 20 日

上記期限内に納入されない時は除籍の対象となり、学生としての身分を失います。除籍期日は、前年度の3月31日または当該年度の9月20日付けとなります。不測の理由で期限までに納入できない場合は、それぞれの納入期限までに教務課に「学費延納願」を提出し、許可された場合は納入期限を延期することができます。

ただし、延期することができる期限は、前期分は6月30日まで、後期分は12月31日までです。いずれも学費納入期限前に願い出た場合のみに、その理由により許可されます。

- (2) 学費納入済みの学期を過ぎて退学を願い出る場合、4月30日までに退学願が提出された場合は、3月31日に、10月20日までに提出された場合は、9月20日に遡って退学を許可します。

納入額

	家 政 学 部			文芸学部	国際学部	看護学部	ビジネス学部	建築・デザイン学部
入学金	150,000 円			150,000 円	150,000 円	150,000 円	150,000 円	150,000 円
授業料 (年額)	被服学科 ~~建築・デザイン~~ 学科 760,000 円	食物栄養学科 780,000 円	児童学科 760,000 円	680,000 円	720,000 円	1,230,000 円	750,000 円	800,000 円
施設設備 維持費 (年額)	390,000 円			390,000 円	390,000 円	390,000 円	390,000 円	390,000 円
実験実習料 (年額)	被服学科 食物栄養学科 食物学専攻 ~~建築・デザイン~~ 学科 60,000 円	食物栄養学科 管理栄養士専攻 70,000 円	児童学科 60,000 円	—	—	80,000 円	—	60,000 円
科目等履修 登録料	16,000 円			16,000 円	16,000 円	16,000 円	16,000 円	16,000 円
科目等履修料 (1単位につき)	12,000 円			12,000 円	12,000 円	12,000 円	12,000 円	12,000 円

納入方法

1. 授業料および施設設備維持費、実験実習料は半額ずつ前期分は4月30日まで、後期分は10月20日までに納入するものとする。
2. 2年次以降の納入金は、新入学者の納入金（入学金を除く。）と同額とする。
3. 最低在学年限を超過した学生の納入金は、当該学生の前年度納入金と同額とする。
4. 休学期間中は在籍料として半期休学の場合は5万円を、1年間休学の場合は10万円を納めなければならない。
5. 留年者の学費納入取扱い基準
卒業要件不足単位数が10単位以内は納入金の年額の4分の1とする。
卒業要件不足単位数が11単位から25単位は納入金の年額の2分の1とする。
卒業要件不足単位数が26単位以上は納入金の年額とする。
6. 再入学の入学金は徴収しない。
7. 共立女子短期大学から本学への編入学における入学金は、免除とする。

◎高等教育の修学支援新制度について

高等教育の修学支援新制度は、2020年4月より始まった大学等が行う入学金・授業料の減免と日本学生支援機構の給付型奨学金を利用して、修学を支援する制度です。申請を検討している方は、学生支援課奨学金窓口へご相談下さい。